

2023.07.23

# 中古のフォークリフトの 簡便法の適用

Q

## お客様からのご質問

私はコマツのフォークリフトの営業社員です。  
先生のセミナーで、「フォークリフトも中古資産の耐用年数の簡便法を活用できる」と聞きました。レンタル落ちのフォークリフトについても、適用があるのでしょうか？

A

## キド先生からの回答

レンタル落ちであろうと、フォークリフトについても、中古資産の簡便法の特例は適用できます。

●フォークリフトの法定耐用年数 .....  
フォークリフトの法定耐用年数は、財務省の耐用年数省令の別表第一に規定されています。ここでは、車両及び運搬具の分類になり、「前掲のもの以外のもの」として、フォークリフトは4年と規定されています。

●フォークリフトの簡便法の活用例 .....  
もし2年を経過したフォークリフトをユーザが購入して、簡便法による耐用年数を採用すれば、次のように計算されます。

簡便法による耐用年数 = 未経過年数 (法定耐用年数4年 - 経過年数2年) + 経過年数2年 × 20% = 2.4年 ⇒ 2年

端数切捨てのルールにより簡便法の耐用年数は2年となります。会社が定率法を採用していれば、2年の定率法の法定償却率は「1.000」ですから、期首に2年経過したフォークリフトを購入すれば、ユーザが簡便法を選択すれば100%償却できることになります。

## キド先生からのコメント

フォークリフトについても、中古資産の簡便法の特例が適用できます。そして、2年経過のフォークリフトであれば、会社が定率法を採用している限り、1.000で償却できるはずですが、ただし、期中に取得した場合には、月数按分を行い償却し、残額は翌事業年度に償却することになりますので、注意してください。

